

# 障害福祉サービスの制度改正に関する緊急提案

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、本年4月に障害者自立支援法が施行され、10月からは同法の全面施行及び改正児童福祉法が施行された。

この法律によって、利用者本位のサービス体系の再編や就労支援の抜本的強化などが進められたことは、概ね評価できるが、具体的な制度の内容については、事業主体である市町村はもとより、障害者や保護者、施設経営者などからその改善を求める要望が多数寄せられており、当知事会としても、7月に制度改善の提案を行ったところである。

しかし、法施行後6ヶ月を経過し、地域の実情をみると、障害者が地域で生活を続けていく上で、早急に改善すべき切実な問題点が多く指摘されている。

これらは、制度設計を行った国において解決すべき課題であることから、全国的な実態把握を行うとともに、特に次の点について、速やかに検討を進め、適切な対策を講じられたい。

## 1 障害程度区分認定の妥当性・客観性を確保すること

障害程度区分の認定については、一次判定では知的・精神障害者は低く判定される傾向にあり、二次判定での総合的な判断により障害程度区分が変更される事例が多い。障害程度区分は利用できる障害福祉サービスの種類・数量の基準になるとともに、事業者報酬の算定基礎となるなど、制度の根幹をなすものであり、一次判定の精度向上及び二次判定における区分変更基準を明確にするなど、認定の妥当性・客観性を確保すること。

## 2 利用者負担軽減制度の拡充を図ること

利用者負担については、低所得者を中心に各種軽減措置がなされているところであるが、利用者負担の階層区分の細分化や階層区分の基準となる世帯認定制度の見直しなど、利用者の所得や状況に応じたきめ細かな配慮を行うとともに、障害児の保護者負担については、在宅障害児と施設入所障害児との均衡や子育て支援の観点から、一層の軽減制度の拡充を図るなど必要な措置を講じること。

### 3 良質なサービスの提供を確保すること

新制度への移行に伴い、事業者に対する報酬については、報酬基準の見直しにより、全体的に減額されているほか、報酬支払方式が月払いから日払い方式に変更されており、経営に大きな影響を与えるものとなっている。

事業者に対しては、一層の経営努力を求める必要があるが、利用者に対する良質なサービスの提供が確保されるよう、報酬制度の必要な見直しを講じること。

### 4 地域におけるサービス基盤の確保を図ること

障害者の地域での自立した日常生活、社会生活への移行を進めるため、居住の場として不可欠であるグループホーム等の整備が促進されるよう、改修費等の支援策を講じるとともに、障害種別による利用制限を解消すること。

また、相談支援などの障害者の自立に必要なサービスを提供するための基盤整備や地域生活支援事業について、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。

平成18年10月30日

中国地方知事会

鳥取県知事 片山 善博

島根県知事 澄田 信義

岡山県知事 石井 正弘

広島県知事 藤田 雄山

山口県知事 二井 関成